【重要】車内における「点字」の表示について

◇　タクシー車両の内部の表示

法令では、目の不自由な旅客のために、「点字」により『事業者の氏名』、『車両番号』等を助手席の後面に表示する、となっています。

◇　公示（九州運輸局ホームページ）

本件については、九州運輸局で公示されています。

「一般乗用旅客自動車運送事業（ハイヤーを除く）に使用する車両の表示方法に関する取扱いについて」

アドレスは、こちらです。

↓　　　↓　　　↓　　　↓

<https://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/gyoumu/jidousya_k/file13_4.htm>